

本部町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	本部町教育委員会
任命権者	本部町教育長
計画期間	令和7年12月1日～令和12年3月31日
本部町教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>本部町教育委員会においては、令和2年から令和7年までの5年間で計画期間とする障害者活躍推進計画を策定し、取組を行ってきた。その結果、法定雇用率については、令和2年度から達成しており、令和7年度に関しても、法定雇用率を達成している。</p> <p>引き続き、法定雇用率の達成を目指すとともに、今後も障害者である職員の活躍を一層推進するため、更なる体制の整備や各種取組の充実を図り、その能力を十分に発揮できるよう働きやすい職場づくりに取り組むこととする。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>実雇用率 各年度:当該年6月1日時点の法定雇用率以上 評価方法:毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 評価方法:毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を参考に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として教育委員会事務局長を選任する。 ○本部町の設置する障害者雇用推進チームに参画し、障害活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行う。</p>
(2)人材面	<p>○沖縄労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポート養成講座」や各種障害者雇用等に関する講座、研修会への受講案内を行い、参加を募る。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者や今後採用する障害者及び新たに従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、職務整理や組織内調査等を実施し、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動、その他必要に応じて面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、状況に応じて検討を行う。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○新規に採用した障害者については定期的な面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>

(2)募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
(3)働き方	<p>○柔軟な時間管理制度の利用を促進する。</p> <p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
(4)キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
(5)その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場環境、通勤への配慮等など障害者支援に係る取り組みに努める。</p> <p>○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>